仕 様 書

1 業務名

令和7年度船員法第83条の規定に基づく健康診断業務

2 検査項目

- (1) 既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の調査
- (2)運動機能、視力、色覚、聴力、握力、身長、体重、BMI、腹囲、肺活量及び血圧
- (3)胸部エックス線直接撮影検査
- (4) 血液生化学検査(血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット、血糖、ヘモグロビン A1C、LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、GOT、GPT、 γ GTP、尿酸)
- (5) 検便(糞便へモグロビン検査)及び検尿
- (6) 心電図検査
- (7) 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 対象人数

健康診断受診予定船員数 100人

5 一般的事項

- (1) 受注者は、上記検査項目を実施し、国土交通省海事局運航労務課の指導に基づき個々の船員手帳(船員手帳第十四表、第十五表)に記入を行う。
- (2) 船舶乗組員採用予定者については、各々の診断結果を記載した健康診断書を発注者に送付し、事後に発行される個々の船員手帳(船員手帳第十四表、第十五表)に記入を行うこと。ただし、採用に至らず船員手帳の交付を受けなかった者がいる時は、実施報告書(様式1)にその者の受診日、氏名を記載するとともに、備考欄に「交付なしのため記入無」と記載すること。
- (3) 受注者は、毎月、実施報告書(様式1)に健康診断書を添えて、指定の請求書を提出すること。ただし、船舶乗船乗組員採用予定者が受ける健康診断業務を行った際は、船員手帳(船員手帳第十四表、第十五表)に記載完了後に実施報告書(様式1)を添えて、指定の請求書を提出すること。

鹿児島市船舶事業管理船 舶 局 長 殿

健康診断実施報告書

標記の件について、船員法第83条に基づく船員の健康診断を下記のとおり実施しましたので、健康診断個人票を添えて報告します。

記

1 受診月 令和 年 月分

2 受診者数 名

3 受診者名

番号	受診日	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			